時事新報定價
時事新報は一年三百六十五日一日も休刊せず其代價遞送費共料とも左の如し
一枚二錢〇一箇月前金五十錢〇三箇月前金一圓五十錢〇六箇月前金三圓〇一箇年前金六圓
〇時事新報社より直接に郵便にて送付する分は一箇月十五錢の郵送料を申受く
時事新報廣告料前金

一行五號活字廿四字詰	一日限	二日以上六日迄	七日以上
一行ニ付	十二錢	十一錢	十錢五厘

月曜日幷に大祭祝日の翌日等他新聞紙の休刊日は限り時事新報配達の求めに應ず此場合には新報代價一箇月前金八錢にして地方に郵送する分は此外に貼用する郵便印紙の代價を申受く可し

時事新報

井上伯の地位に就て

政海の事情は天氣の如くにして其變化は敏忽、測る可らざるものなりと雖も井上伯が今日の地位の如きは變化の最も甚だしきものと云ふ可し一二月前までは伯自らも世事を抛擲したる如く又世間又とては之を方外視したりしに僅か又數旬を出でざる今日は全く反對にして自身の覺悟はイザ知らず世間にては其一挙一動も輕視せず又伯の身に重きを置くの情あるは疑ふべからず畢竟伯の決心に前後の相違あるが爲めに非ず唯世間人情の淡泊なるが爲めに然るものなれども之を我輩は之を許して我國政治上の氣風に多少の進歩を備はしたりと云はんと欲する者なり抑も東洋從來の氣風として輿論の攻撃を受け政治上に失敗したる人物は容易又雪ぐ可らざるの汚名を蒙り何か非常の機會ありて之を回復するにあらざれば其技倆才略の如何に拘らず生涯唯又慙伏して聞ゆるみとなき者比々皆然らざるはなし井上伯が一昨年條約改正の衝に當りて其事成らず中途にして身を退きたるは政治家の常にして怪しむに足らざるが如くなれども例の東洋流を以て之を見れば政治上の大失敗、終身の瑕疵として見らる可きは無論、現に其節朝野の一部分に於ては議論常に極端又走りて曾ふに忍びざるの罵言を逞ふしたる程の次第なれば僅々兩三年の中にして伯の名譽回復は到底望む可らざるもの〻如くなりしに今日又至りて伯自身の覺悟は兎も角も政府幷に世間より伯に對する情慮は至極淡泊にして其舊を意に介する者なきのみか却て之に依頼するの念を生じ目下の難局に當りて事を始末するものは此人を措て他又求む可らずとして内實その助言を待つの事情あり と云ふ即ち朝野共に伯が前年の挙動を不問又附し唯その技倆才略に望を屬するの兆候ありて之れを目して政治上の氣風の進歩と云はざるを得ず我輩が世人と共に驚かず喜ばざる所のものなり元來政治界は政治家が其技倆を角するの場所にして猶ほ昔の武士の戰場に於けるが如きもののあれば勝敗ともに深く恥とするに足らず唯その爭は淡泊にして事後に至れば恩讐互に相忘れ毫も他日の恨を殘さゞるのみと期す可きのみ今回の條約改正論に於ては世間の議論喧しくして可否雙方の論鋒頗る激烈を極め遂又不幸にして狂人の狂刃を演ずるに至り不穏の頂上に達したれども狂人の出現以て政局の大勢を動かすに足らず條約改正の本論は整々堂々共利害を研究し成敗共に君子の爭を以て平和の局を結ん可きみと我輩の期して待ばざる所なり若しも然らず して利害論の熱度を高くし日月を經過しても爭癖の消滅せざるが如き事情ありては雙方の不利ふれより大なるはなし凡そ人事の極端に達して回復の方便なからしむるは野蠻の習慣、小人の事にして君子は之を取らず例へば敵を殺さゞれば敵に殺さるゝとは古人の筆法なれども文明の世には假令互に兵を交ゆるの場合にても力盡れば降參して其降りたる者も自ら身を容るゝに地あり況んや一時政論の爭又於てをや其成敗は固より以て終身の榮辱とするに足らず今や我國政治上の氣風は大又都面目を改め外交の事に關して非上伯の身に重きを置くとは其心事の淡泊以て見る可し我輩は敢て伯の決心を左右せんと欲するに非ず其出身を促がすに非ざれども朝野の人が伯を見るその執念の薄きを嘉みし益々此風を助長して政論又怨讐相忘るゝの習慣を成さんふことを切望するものなり

官報

〇逓信省令第七號
明治二十三年二月二十八日限り電信切手ノ使用ヲ禁止ス所持ノモノハ同年三月三十一日迄ニ郵便切手ト引換方一等郵便電信局一等郵便局ニ請求スヘシ
逓信大臣伯爵後藤象二郎

〇逓信省令第七號
明治二十三年二月二十八日限り電信切手ノ使用ヲ禁止ス所持ノモノハ同年三月三十一日迄ニ郵便切手ト引換方一等郵便電信局一等郵便局ニ請求スヘシ
逓信大臣伯爵後藤象二郎

〇内務省訓令第四十二號
北海道廳各府縣
内閣ニ於テ土地收用法ニヨリ起業スル工事ヲ認定シ官報ヲ以テ起業地ヲ公告スルニ方リ收用スヘキ土地ノ細目ヲ示サヽルモノハ各其管内ニ係ル郡市町村名及字番號地目ヲ公告スヘシ
明治廿二年十二月九日
内務大臣伯爵山縣有朋

〇軍艦發着　常備艦隊軍艦高千穂、扶桑、浪速、大和、葛城、武藏は本月六日鹿兒嶋灣へ投錨横須賀鎮守府砲術練習艦海門は同日館山灣へ投錨せり（海軍省）

〇噴火電報　栃木縣去る七日午後一時十八分發白根山噴火に係る電報は左の如し
日光山脈白根山去る六年噴火の場所より本月五日曉再び噴火ナウグウシセンチョウガハラ日光、今市邊へ砂の如き灰を降らす爾後異狀なし噴火口は群馬縣下へ向へり
又群馬縣去る七日午後二時十分發同上又係る電報は左の如し
本月五日曉利根郡白根山噴火す人畜死傷あり委細は郵報す

雜報

大學病院の記（前號の續）　高橋生

扨て又院内の病室は之を上中下の三等に分ち一日の入院料は上等一圓五十錢、中等一圓、下等四十錢の割合又して食事も室代も藥料も日々院醫の診察料も一切込の中又含蓄するは日本生計の度に劇合はしても頗る廉價なるに似たり然で此上中下に如何なる相違なく食事は固より同品同質、院醫ふに醫藥も格別相違なく食事は固より同品同質、院醫の看診にも厚薄なく凡そ此邊の事柄は三等同然ありと雖ども上等室は一室一人のみなるに中等室（室の間取りは大あれども）又は三四人、下等室には六人乃至八人を容るゝは患者に取りて大相違なるが如し一室一人のみなれば室内の全權一患者に歸して君主獨裁の姿あれども中下等は共和國にして數患者銘々の所望あり一方の患者が熱氣を感じて窓戸を押開かんと云へば一方にては肌寒しとてストーブの火を焚附けよと云ふ等の場合もあり丁東坡の所謂耕田欲雨刈欲晴、去得順風來者怨の皆情は往々室内に生ずるを免れず此一點に至りては人數の多少みを異あり中等も下等も同樣あるが故に少しく奮發するなら上等、然らざれば先づ下等にて我慢して中等室又入るものは剃合に少きもの〻如し又上等室の特權とも申す可きは毎日午前十時頃拭湯と稱して患者の四肢を拭く湯を汲めば其後は風呂場に先登するとを得、又下等室等へは醫科大學の書生連が實地稽古の爲めとて時々診察に出掛け來り其病狀の奇なる程右に左にコヲ廻はし患者の迷惑毎度あれども上等室へは先づ以て來らず此等が上等の上等たる所以ならんか但し上等と申しても室内の器具等は不完全にして第一寢臺の粗末なるは勿論、枕頭に据附けたる一個の小物入れの外には別に箱戸棚と云ふものなく洋風顔洗臺の不用を幸ひ臨時之を物置に代用する等の奇談もあれども扨て顧みて入院料を勘定すれば左すで不平を冒ふとも出來ず日本は日本、是れで澤山、西洋の貴澤談は痴人夢を說くの類として此處又は無用ありと覺悟す可きのみ

院内患者及び看病婦の食物は總て賄方の仕出しを仰ぐの仕組にして病院の事ゆゑ食事前又は事務所の檢査員が出張して一度毎に其食事を檢査する由なれども入院患者中、下等客が最多數を占め居れば膳部も其口加減を標準として調進するものにや至て粗末あるが如し特に膳部を病院自身の管轄より離して專常一樣商賈流の賄方に任せ置きては何程檢査したりとて食膳の完全を望むと能はざらん扨て又牛乳ソップの類は院醫の許可を得たる上にて病院より患者又分配するの法又ソップは生の入院後、院醫の注意する所と爲りて特又眞品を得たれども純粹のソップのみにして中に鹽味を加へざるが故に生は南鍋町風月堂のソップを取寄せ之を病院のソップに加味して常に飲用に供したりと雖も病氣快方に向ひソップの時代も過ぎ去りて鯛の刺身、鳥肉、牛肉の時代と爲れば此等は所謂エキストラにて病院の知る所に非ず總べて自辨は宜しけれども院内に出入するものは魚屋と鳥屋の二ツにして本郷片田舍の事あれば常に其品あきは勿論、他に競爭者なきが爲め食利奸猾至らざるあく鯛の刺身を命ずれば類似の魚肉を覆し來りて時又患者の口を欺き刺身一切が一錢機匡に相當する等の例も少なからず人間競爭者なきときは如何なる亂暴をも慟くものなり患者の注文を受くる者に他の競爭を開かざるは病院事務家の不注意又して後來患者の爲めに謀りて少しく注意す可き事共なり

凡そ病客入院中朋友親戚之を見舞ふ其序に何か品物を携へて之を患者に贈るとあり即ち贈答の禮又して何れの國にも珍らしからざる事なれども此贈答の日本の如く頻繁なるは他に其例ありとも思はれず日本にて物を贈るは疾病事故の時のみならず歲暮年始冠婚葬祭花晨月夕殆んど贈答の起ゆる時なし或る西洋人が日本の風俗を記したる中に日本人は贈答の禮に厚く物の遣り取りに絶間なく之れが爲めに家を傾けて貧困に陷るものあり云々とあり固より誇張の說なれども唯我が日本人の外國人又比して贈答の度の頻繁なるを見るに足る可し然るに此贈答の品物に就き日本人と西洋人とは大に其撰を異にする所あり西洋人の贈品は重もに器具雜貨小間物又して飲食品に非ず勿論婚禮の時又ウエデングケーキ杯の贈物なきに非ずされども旅行者には手提鞄若くは手巾の類を贈り新婚者には手輕くして食堂若くは庖厨器具或はストーブ棚の飾り是よりいよ〳〵鄭重になれば金銀諸器具服飾等殆んど際限あるとなし又最も普通なるは歲末クリスマスの贈品にて華常の處はカードで濟寄贈するは先づ贈答品は十中の品物を吟味の用者の風習は以上は智者も なれば最も多くり咎むるに足らず菓子折を寄然又生の友或る日盆栽菊たれば今年はせんかと思ひしさ云はん方伏枕連旬謝

雜報

〇秋田縣通常縣會　秋田縣通常縣會を以て開場式中若くは事故山雄三氏副議長殘して副議長又武石敬治氏副縣會に附したるに其金高二て之を廿二年十三錢四厘又の減少なるが事柄事の諸費のとす去れどせられたる本疑義費目も亦